



平成 30 年 5 月 18 日

各位

会社名 日本車輛製造株式会社
代表者 代表取締役社長 五十嵐 一弘
(コード：7102 東証、名証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 垣屋 誠
(TEL 052 - 882 - 3316)

資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分、
並びに単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 189 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分、株式併合を付議することを決議するとともに、単元株式数の変更及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損の一部填補を行い、純資産の部の構成の健全化を図ることを目的として、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものです。

なお、本件は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理でありますので、純資産額に変動を生じるものではなく、発行済株式総数、株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではありません。

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少

会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の全額を減少させ、資本準備金についてはその他資本剰余金に、また、利益準備金については繰越利益剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	12,038,370,234 円の全額
利益準備金	2,474,794,981 円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	12,038,370,234 円
繰越利益剰余金	2,474,794,981 円

3. 剰余金の処分

会社法第 452 条の規定に基づき、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金並びに資産圧縮積立金及び別途積立金の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	12,046,284,407 円の全額
資産圧縮積立金	51,187,963 円の全額
別途積立金	10,080,129,210 円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	22,177,601,580 円
---------	------------------

4. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- (1) 取締役会決議日 平成 30 年 5 月 18 日
- (2) 定時株主総会決議日 平成 30 年 6 月 28 日 (予定)
- (3) 効力発生日 平成 30 年 6 月 28 日 (予定)

なお、本件は会社法第 449 条第 1 項但書の要件に該当するため、債権者異議手続は発生いたしません。

5. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理でありますので、当社の連結及び単体の業績に与える影響はありません。

II. 単元株式数の変更

1. 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

2. 単元株式数の変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 単元株式数の変更の条件

本定時株主総会において、下記「Ⅲ. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

III. 株式併合

1. 株式併合を行う目的

上記「II. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として株式併合を実施いたします。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・比率

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）現在の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	146,750,129株
併合により減少する株式数	132,075,117株
併合後の発行済株式総数	14,675,012株

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	328,000,000株
変更後の発行可能株式総数	32,800,000株

3. 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満所有株主	363名（2.76%）	958株（0.00%）
10株以上所有株主	12,789名（97.24%）	146,749,171株（100.00%）
総株主	13,152名（100.00%）	146,750,129株（100.00%）

（注）10株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

4. 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5. 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

IV. 定款の一部変更

1. 変更の理由

上記「Ⅲ. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、平成30年10月1日をもって、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、「Ⅱ. 単元株式数の変更」に伴い、現行定款第8条を変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億2,800万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,280万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

3. 変更の条件

本定時株主総会において、上記「Ⅲ. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

V. 主要日程 (予定)

取締役会決議日	平成30年5月18日
定時株主総会決議日	平成30年6月28日
準備金の額の減少、剰余金の処分の効力発生日	平成30年6月28日
株式併合及び単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月1日

(参考) 平成30年9月26日(水)をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は1,000株から100株に変更されます。

以上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合の目的は

A 1. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取り組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定いたしました。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格について証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整するため、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q 2. 所有株式数や議決権はどうなりますか

A 2. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日（予定））の前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後			
	所有株式数	議決権数		議決権数	端数株式相当分	
例 1	3,000 株	3 個	→	300 株	3 個	なし
例 2	2,500 株	2 個		250 株	2 個	なし
例 3	1,555 株	1 個		155 株	1 個	0.5 株
例 4	5 株	なし		なし	なし	0.5 株

- ・例 1 及び例 2 に該当する株主様は、特段のお手続きは必要ありません。
- ・例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（それぞれ 0.5 株）につきましては、すべての端数株式相当分を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて交付いたします。当社より交付する金額及び手続きにつきましては、平成 30 年 12 月にご案内をお送りすることを予定しております。

- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。
- ・例2、例3、例4に該当する株主様は、従前と同様に単元未満株式の買取りまたは買増し制度がご利用できます。

Q 3. 併合後の1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか

A 3. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか

A 4. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。従って、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましては、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 株主は何か手続きしなければならないですか

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 株主優待についてはどうなるのか

A 6. 株主優待については、従前どおり基準日において1単元以上の株式を有する株主様に対して交付する考えです。従って、現在株主優待を交付している株主様への優待内容に変更はございません。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

記

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9時から午後5時まで(土休日を除く)

以上